

## 民泊に必要な消防設備

6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、届け出をすれば合法的に民泊を運営できるようになりました。このところ弊社にも民泊を開設するにあたり消防設備についてのお問合せが増えています。民泊に必要な消防設備についてまとめました。



### 1. 民泊の用途分類

消防法上の用途分類は、**5項イ**に掲げる防火対象物（旅館、ホテル、宿泊所その他）になります。ただし、人を宿泊させる間、**住宅宿泊事業者が不在とならない**届出住宅については、宿泊室の床面積の合計が**50平方メートル以下**となるときは、用途は「住宅」となります

### 2. 民泊の消火設備

民泊の業態		用途	消火器 	自動火災報知設備 	誘導灯 	防災物品 カーテン、 じゅうたん
一部を民泊にする 住んでいる戸建住宅の 	民泊部分が建物全体の50%未満 民泊部分が50㎡以下 住宅宿泊事業者が不在にならない	住宅	不要	住宅用火災警報器 一般住宅用として必要	不要	不要
	民泊部分が建物全体の50%未満 民泊部分が50㎡以上 住宅宿泊事業者が不在にならない	16項イ 民泊部 5項イ	民泊部分 150㎡以上 の場合必要	民泊部分のみ自動火災報知設備必要※1 建物延床が300㎡以上の時は、建屋全体に必要	必要	民泊部 必要
	民泊部分が建物全体の50%以上	5項イ	建物全体が 150㎡以上 の場合必要	建屋全体に必要※1	必要	民泊部 必要
民泊にする 共同住宅の一部を 	共同住宅全体が500㎡以上	16項イ 民泊部 5項イ	既設で OK	既設で OK	廊下 階段に新設	民泊部 必要
	共同住宅全体が300㎡以上 500㎡未満 民泊部分が1割以上	16項イ 民泊部 5項イ	既設で OK	建物全体に必要※1	廊下 階段に新設	民泊部 必要
	共同住宅全体が300㎡以上 500㎡未満 民泊部分が1割未満	民泊部 のみ 5項イ	既設で OK	民泊部分と 管理人室に必要※1	廊下 階段に新設	民泊部 必要

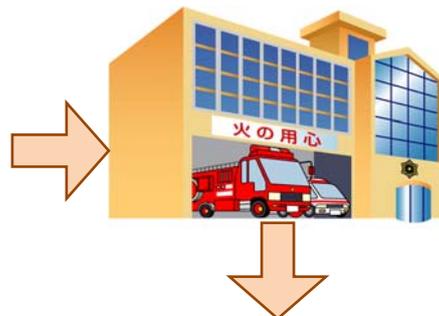
※1 『特定小規模施設』となり、特定小規模施設用自動火災報知設備（無線式連動型のシステム）が使用できます。

ただし、5項イの床面積合計が300㎡を超える場合、3階以上もしくは警戒区域が2以上は使用できません。共同住宅におけるスプリンクラー設備については、民泊部分の床面積合計が、3,000㎡以上となる場合や4階以上10階以下で、民泊部分の床面積が1,500㎡以上となる階、地下・無窓階で1,000㎡以上となる階には、当該階全体にスプリンクラー設備が必要になります。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備で代替可能です。

### 3. 民泊の消防関係の届出

#### 「消防法令適合通知書交付申請書」

民泊事業を行う方が、所轄消防へ申請します。  
名称・所在地・面積・宿泊者滞在時事業者が不在にならないか・申請理由等を記載します

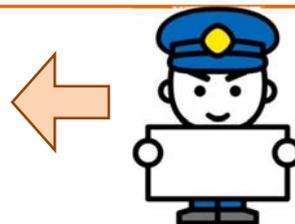


#### 「消防による立入り検査」



#### 「消防法令適合通知書」

検査の結果、問題なければ交付されます。



## おかげさまで 創立50周年 を迎えました

おかげさまで弊社は、今年2月で創立50周年を迎えることができました。  
半世紀にわたり、お客様の防災業務に、少なからず寄与できたことを誇りに存じております。

これを機に、今いちど創業の精神に立ち返り、『お客様が災害に遭われないように、  
また、最小限の被害でおさまるように』お客様の安全の向上のために、  
社員一同、防災事業に励んでまいり所存でございます。  
今後とも何卒ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

初田防災設備株式会社  
代表取締役 中前秀夫



『盛夏』